

施工能力審査型総合評価方式試行における企業の信頼性・社会性に係る評価導入について

1. 評価導入の概要及び目的について

平成 28 年度 4 月 1 日以降に公表する案件から、更なる品質確保及び不良不適格事業者の排除のため、施工能力審査型総合評価方式試行において、「企業の施工能力」評価に加え、「企業の信頼性・社会性」評価を加味します。

2. 評価方法等について

① 試行対象工事については、東京消防庁が選定し、これまでどおり案件ごとに公表します。
なお、東京都電子調達システムの年間発注予定情報を参照してください。

② 「技術点の構成(評価項目)」により、対象事業者に対して、加点を行います。

③ 評価値の算出は、次のとおりとします。

$$\text{「価格点}(115 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}))\text{」} + \text{「技術点」} = \text{評価値}$$

なお、技術点の構成は、下表のとおり(これまでは、企業の施工能力に係る評価のみ適用)

		評価項目	評価点		満点	備考
技術点の構成	企業の施工能力	過去の工事成績評定	工事成績評価点	13	18	現行の評価項目
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
		配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	2		
	企業の信頼性・社会性	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	3 (※)	追加する評価項目
			協力承諾書締結の実績点	1		
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1		
		地域における実績	地域における実績点	1		

【摘要】

- ① 単価契約工事又は緊急施行工事の実績とは、過去 5 年間に単価契約工事を完了した実績又は災害時における緊急施行工事を完了した実績において加点します。
- ② 地域における実績とは、地域精通度に対する評価項目であり、過去 3 年間に地元及び隣接区域で行った工事成績(東京都発注工事)が 65 点以上の場合に加点します。
- ③ ※は、全ての実績を有する場合でも 3 点とします。

3. 災害協定等の締結に関する協定名等及び対象事業者について

協定名等	対象事業者
災害時における救助・救急業務に関する協定	(一社) 東京建設業協会 傘下の事業者
消防団協力事業所	消防総監又は東京都内の市町村長が認定した消防団協力事業所

4. 希望申請時に提出する書類について

- ① 技術点申告書
- ② 配置予定技術者の保有資格証の写し又は実務経験を証明する資料
- ③ 本工事と同種工事等の工事において配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できる
一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムの登録内容確認書の写し
- ④ 当該業種における直近3件までの工事成績評価通知書
- ⑤ 「災害協定等の締結の有無」に関する根拠資料
- ⑥ 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」に関する根拠資料
- ⑦ 「地域における実績」に関する根拠資料

消防団協力事業所の認定を受けている工事業者について

東京消防庁では、中小規模の工事を対象に、入札価格とそれ以外の要素を総合的に考慮して落札者を決定する方法として、工事成績等により事業者の施工能力を簡易に評価する施工能力審査型総合評価方式を導入しています。

これまでは、「企業の施工能力」を評価し評価点を算出してきましたが、平成28年度発注工事からは、「企業の信頼性・社会性」についての評価を加味することとしました。

「企業の信頼性・社会性」を評価する際の評価項目には、「災害協定等の締結の有無」を設けており、消防総監又は東京都内の市町村長が認定した消防団協力事業所である工事業者（東京都建設工事等競争入札参加資格者）が、施工能力審査型総合評価方式による入札に参加する場合は、評価値を算出する際に加点されることになりました。

この取組は、消防審議会の中間答申を踏まえ、消防団協力事業所に対する支援策の一環として、施工能力審査型総合評価方式の入札において、消防団協力事業所に認定されている事業所を積極的に評価するものです。

なお、施工能力審査型総合評価方式試行における企業の信頼性・社会性に係る評価導入についてのページ中、4の⑤災害協定等の締結の有無に関する根拠資料は、消防団協力事業所表示証交付書のコピーが該当します。